



SMTB年金ニュース

(平成26年4月1日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

企業年金の予定利率の改正について

昨日（平成26年3月31日）、平成26年4月1日から適用される企業年金の予定利率等が通知・告示されました。

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

- ✓ 下限予定利率
 - ・平成26年度：年率0.7%（平成25年度：年率0.8%）
- ✓ 非継続基準予定利率
 - ・平成26年度：年率2.00%（平成25年度：年率2.13%）
0.8～1.2の割掛けが認められるため、平成26年度の予定利率は、
年率1.600%～年率2.400%となります。

詳細につきましては下記リンク先「企業年金の利率一覧」をご参照ください。

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140331riritu.pdf>

(参考)

- ・通知（厚生年金基金下限予定利率）：
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140331tuuti.pdf>
- ・告示（確定給付企業年金下限予定利率）：
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140331kokuzi1.pdf>
- ・告示（厚生年金基金・確定給付企業年金非継続基準予定利率）：
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140331kokuzi2.pdf>

なお、厚生労働省から、本告示に掲載されている予定死亡率（別表第1・別表第2）が誤っており、1か月程度で官報において訂正連絡されるよう手続きするとの連絡がありました。正しい予定死亡率は以下をご参照ください。

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20140331shibouritu.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595